

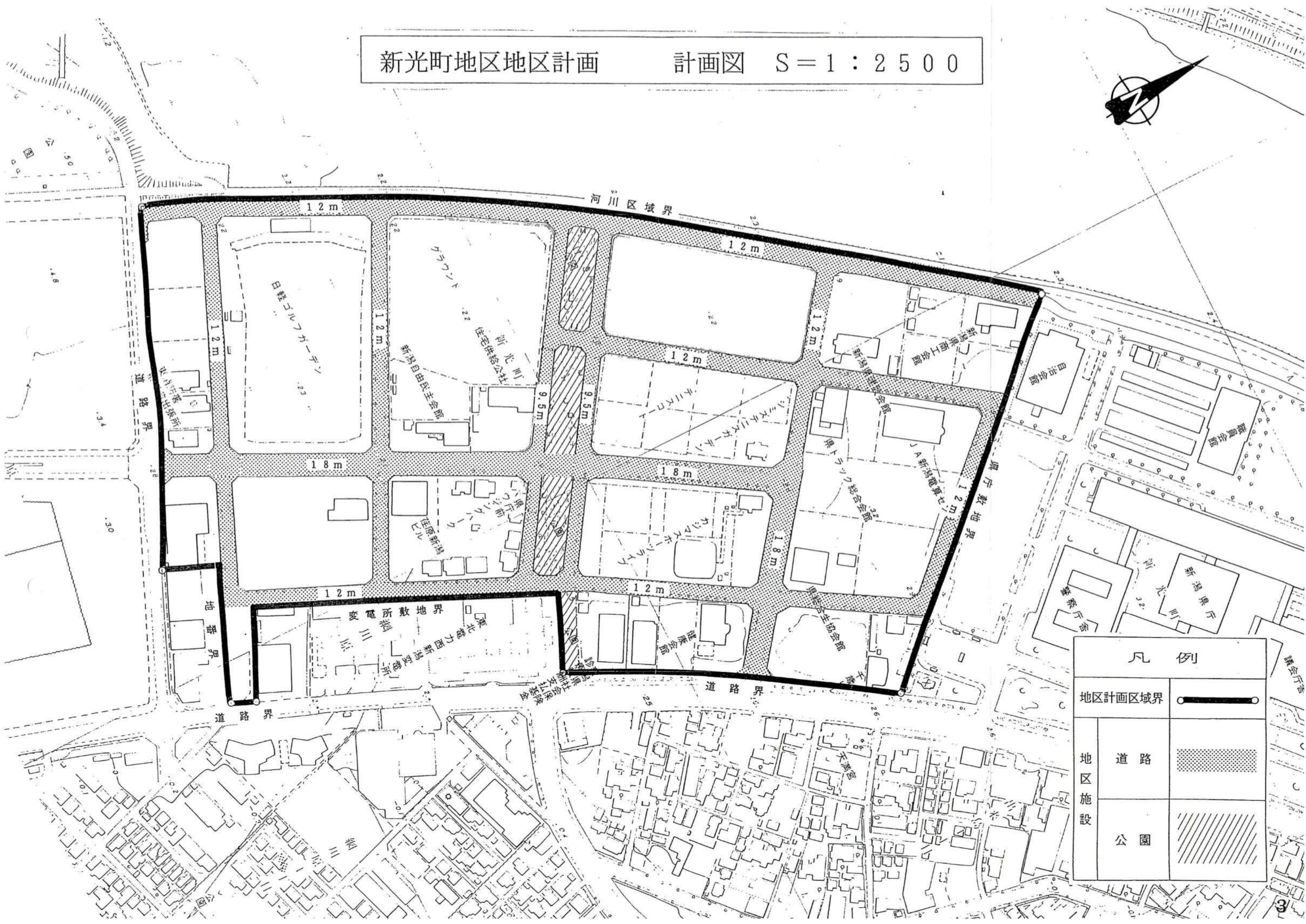
新潟都市計画 地区計画の変更（新潟市決定）

都市計画新光町地区地区計画を次のように変更する。

名 称		新光町地区地区計画	
位 置		新潟市中央区新光町の一部	
面 積		約 21.1ヘクタール	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本区域は新県庁に隣接しており、県庁周辺にふさわしい商業業務を主体とする適正かつ合理的な土地利用を図り、健全な都市環境を形成、保持するものとする。	
	土地利用の方針	県行政関連施設、事務所ビルなど商業業務地としての土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、安全、防災、快適性をもった土地利用を図る。	
	地区施設の整備方針	土地区画整理事業により必要な道路、公園などの公共施設及び宅地の整備が行われた区域であり、区域外と結接する地区内幹線を中央部に配置し、これを基幹とする集散路を適宜配置する。 また、地区外と連続性をもたせる緑のネットワークを形成するため地区の中央部に都市公園を配置する。	
	建築物等の整備の方針	建築物の敷地の最低限度、壁面線の位置及び用途などについて適正な制限を設けるとともに構造上安全で防災性を高め、県庁周辺にふさわしい都市景観の形成及び保持に配慮した整備を行う。	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	幅員 18.0m 延長 約 650m 道路・幅員 12.0m 延長 約2,460m 公園4か所 約6,640㎡ 幅員 9.5m 延長 約 500m	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二(へ)項第1号から第3号まで及び第5号に掲げるもの (2) 新潟市ラブホテル建築等規制条例第2条第(2)号に基づくラブホテル (3) ダンスホールその他これに類するもの
		建築物の敷地面積の最低限度	1,000平方メートル ただし、公衆便所、巡査派出所及びその他これらに類する公益上必要な建築物の敷地はこの限りでない。
		壁面の位置の制限	地区内幹線である、幅員18メートルの道路に接する敷地内の建築物にあつては道路境界から5メートル以内に又は、区画街路である幅員12メートルの道路に接する敷地内の建築物にあつては2メートル以内に建築物の壁若しくはこれにかわる柱又は道路面より高さ2メートルを超える門若しくは塀を建築してはならない。
		かき又はさくの構造の制限	道路に面してかき・さく等を設ける場合の構造はコンクリート造、コンクリートブロック造、石造、その他これらに類する構造とし、道路面より高さ1.2メートル以下とする。 ただし、かき・さく等のうえにフェンス又は植栽を組合せたものにあつては道路面より高さ2メートル以下とする。

「区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

新光町地区地区計画 計画図 S=1:2500



凡例	
地区計画区域界	
地区施設	
道路	
公園	